

12) 医療施設

① 対象施設																	
大分類	医療施設																
中分類	—																
対象施設	国民健康保険五色診療所 国民健康保険堺診療所																
② 対策の優先順位の考え方																	
個別施設の状態 (劣化・損傷の 状況や要因等)	五色診療所は平成16(2004)年、堺診療所は平成6(1994)年に建設した施設である。五色診療所は大規模改修の時期が近付いている。堺診療所は大規模改修を行っておらず、老朽化が進んでいる。																
当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険その他社会保険の主旨に基づく模範的な診療、国民健康保険事業の円滑な実施、介護保険法の主旨に基づく介護保険事業の円滑な実施、保健施設としての公衆衛生の向上及び増進、国民健康保険診療及び保健施設に関する研究、国民健康保険の健全な運営に貢献している。 ・直営診療所としては、洲本市内に4か所(五色、堺、応急、上灘)ある。 ・いずれの診療所も、利用者数が徐々に減少している。 ・いずれの診療所も、近隣に他の医療機関が存在しない地域にあり一次医療を提供する拠点として重要な役割を担っている。特に五色診療所は医療提供のみならず、通所リハビリテーションや居宅介護支援事業等、介護保険事業も行っており、医療・介護を含めた包括的サービス提供にも貢献している。 <p>・利用者数 (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五色診療所</td> <td>11,424</td> <td>10,781</td> <td>10,937</td> </tr> <tr> <td>堺診療所</td> <td>1,107</td> <td>1,026</td> <td>948</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12,531</td> <td>11,807</td> <td>11,885</td> </tr> </tbody> </table>		R4	R5	R6	五色診療所	11,424	10,781	10,937	堺診療所	1,107	1,026	948	計	12,531	11,807	11,885
	R4	R5	R6														
五色診療所	11,424	10,781	10,937														
堺診療所	1,107	1,026	948														
計	12,531	11,807	11,885														
対策の優先順位の考え方	対策の実施に当たっては、施設の適切な維持管理に努め、財政負担の縮減や平準化を図りながら施設の長寿命化を進める。																

③ 個別施設の状態等	
点検・診断によって得られた個別施設の状態等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年、消防設備点検・浄化槽点検を実施し、指摘事項があった場合はその都度修繕を行っている。 ・ 五色診療所は、3年毎に特殊建築物調査を実施している。
個別施設の状態以外の事項	特になし
④ 対策内容と実施時期	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 五色診療所: 適切な維持管理また随時必要な改修を行い、施設の長寿命化を図る。 ○ 堺診療所: 施設の機能維持のために必要な点検・調査、補修・修繕、改修等を行う。 	

① 対象施設	
大分類	医療施設
中分類	—
対象施設	国民健康保険五色診療所・医師住宅1 旧国民健康保険五色診療所・医師住宅2 旧国民健康保険鮎原診療所・医師住宅1 旧国民健康保険鮎原診療所・医師住宅2
② 対策の優先順位の考え方	
個別施設の状況 (劣化・損傷の状況や要因等)	<ul style="list-style-type: none"> 旧国民健康保険鮎原診療所・医師住宅1は、空き家状態の期間が最も長く、老朽化が顕著である。 他の医師住宅も同様に老朽化が進んでいる。
当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等	<ul style="list-style-type: none"> 過疎地域での医師確保のために必要な施設であるが、必要な医師数からすれば、全てをその目的で保持する必要はなく、一部他用途へ転換することは可能。
対策の優先順位の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 医師住宅1を医師確保用住宅として存続させ、他の医師住宅については、貸付け、他用途での転用を模索し、活用が図られない場合は、除却も含めて検討する。
③ 個別施設の状況等	
点検・診断によって得られた個別施設の状況等	経年劣化により、機能が低下している。
個別施設の状況以外の事項	特になし。
④ 対策内容と実施時期	
<ul style="list-style-type: none"> 医師住宅1については適切な維持管理に努める。他の医師住宅については、必要最低限の維持管理を行いながら、貸付けや他用途への転用を模索し、活用が図られない場合は、除却も含めて検討する。 	